

## 資格異動等の遡及処理について

平成 29 年 6 月 5 日

1. 資格の取得、喪失、中断及び中断の解除並びに標準給与の変更は、その事実の発生から 1 年を超えた後は、遡及して行わない。
2. 前項にかかわらず、理事長は、設置者に理由書を提出させ、止むを得ない理由があると判断した場合には、理事会の決議により、遡及して行うことができる。
3. 財団は、標準給与基礎届書（8 月、標準給与の定時改定時）と退職手当給付金要支給額一覧表（2 月）を設置者に送付し、1 年に 2 回、加入者及び標準給与の現況を確認できるようにするものとする。

附 則

平成 29 年 6 月 5 日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 5 日）

令和 6 年 6 月 5 日から施行する。